

# 岐阜県公報

第二千八百五十二号  
平成二十九年六月二日

(金曜日)

## 目次

### 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 三四七

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則

(同) 三四七

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する  
規則

(環境管理課) 三四八

### 告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三四八

高山都市計画道路事業の事業計画の変更認可

(都市整備課) 三四八

保安林の指定施業要件を変更する予定

(郡上農林事務所) 三四八

### 公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 三四九

平成二十九年家畜人工授精師養成講習会の開催

(畜 産 課) 三五一

公共測量の実施

(用 地 課) 三五二

国土調査の指定

(都 市 政 策 課) 三五二

平成二十九年における地籍調査に関する事業計画

(同) 三五二

警備員指導教育責任者講習の実施

(生活安全総務課) 三五三

## 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二西濃県事務所長の部一の項第一号中、「中央家畜保健衛生所」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年六月十六日から施行する。

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県事務所等設置条例の一部を改正する条例(平成二十九年岐阜県条例第五号)

の施行期日は、平成二十九年六月十六日とする。

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「第五条の二第二号から第八号まで」を「第六条第二号から第八号まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |     |     |   |        |             |          |    |
|-------|-----|-----|---|--------|-------------|----------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 区 | 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|-----|-----|---|--------|-------------|----------|----|

|      |       |   |   |   |            |            |
|------|-------|---|---|---|------------|------------|
| 一般国道 | 三百六十号 | 飛騨市河合町中澤上字谷口一四四番二地先から同市同町保木林字下川原三五五番一地先まで | 後 | 前 | 二・五<br>六・八 | 二・八<br>五・五 |
|------|-------|---|---|---|------------|------------|

岐阜県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十六年岐阜県告示第六百九十三号 高山都市計画道路事業 三・五・二十三号 高山駅東口線及び三・四・六号 花里牧ヶ洞線

三 事業施行期間

平成二十六年十二月十二日から同 三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

岐阜県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
  - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年六月二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモールクリエイト

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三 三六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社トヨタオートモールクリエイト 代表取締役 高木 俊一

(変更後) 株式会社トヨタオートモールクリエイト 代表取締役 河合 利夫

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫 外六十六者

東京都世田谷区二 三一 八

(変更後) 株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫 外六十六者

東京都世田谷区二 三一 八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年六月二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カインズ

三 建物の名称及び所在地

カインズ可児店

可児市瀬田八二四番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) カインズホーム可児店

(変更後) カインズ可児店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年六月二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月十九日

二 届出者の氏名又は名称  
株式会社カインズ

三 建物の名称及び所在地  
カインズ可児店

四 変更しようとする事項  
可児市瀬田八二四番 外  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 六箇所  
(変更後) 七箇所

平成二十九年家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十九年家畜人工授精師養成講習会を開催するので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号)第四条の規定により公示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習期間

平成二十九年七月二十七日から  
同 年八月二十五日まで

二 開催場所

1 学科及び実習の一部

可児市坂戸 岐阜県農業大学校

可児市塩 岐阜県立国際園芸アカデミー

2 実習

高山市清見町 岐阜県畜産研究所

3 修業試験

可児市塩 岐阜県立国際園芸アカデミー

三 家畜の種類

牛

四 受講定員  
三十名

五 受講資格  
牛の人工授精業務に従事する予定があり、かつ、所轄の家畜保健衛生所長の推薦を受けた者

六 講習科目及び時間

1 学科

| 科    | 目   | 時間                       |
|------|---|--------------------------|
| 一般科目 | 畜産概論<br>家畜の栄養<br>家畜の飼養管理<br>家畜の育種<br>関係法規 | 三 七 三 三 四                |
| 専門科目 | 生殖器解剖<br>繁殖生理<br>精子生理<br>種付けの理論<br>人工授精   | 十 五<br>七 三<br>七 四<br>七 五 |

2 実習

| 科  | 目 | 時間                             |
|--|---|--------------------------------|
| 家畜の飼養管理<br>家畜の審査<br>生殖器解剖<br>発情鑑定<br>精液精子検査法<br>人工授精 |   | 四 七 四<br>四 七 四<br>八 六 四<br>四 五 |

七 受講手続

受講希望者は、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第五条の規定による受講願書を所轄の家畜保健衛生所を経由し、知事へ提出するものとする。

八 受講手数料  
一万五千円

九 受講申込書提出期限  
平成二十九年六月二十六日

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により恵那市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

恵那市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業期間

平成二十九年五月二十三日から

同 年九月二十九日まで

四 作業地域

恵那市

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十九年四月三日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

|           |      |      |
|-----------|------|------|
| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|------|------|

|     |                    |                 |
|-----|--------------------|-----------------|
| 郡上市 | 郡上市高鷲町鮎立、大鷲及び鷲見の一部 | 平成二九・三〇・三三・三二から |
|-----|--------------------|-----------------|

平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画

国土調査法昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたとので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 調査を行う者の名称 | 調査地域  | 調査期間             |
|-----------|---|------------------|
| 岐阜市       | 岐阜市加納西丸町一丁目、加納西丸町二丁目、加納二之丸、加納長刀堀一丁目、加納長刀堀二丁目及び加納長刀堀三丁目の一部   | 平成二九・四・三〇・三・三二から |
| 高山市       | 高山市滝町、岩井町、生井町、清見町、牧ヶ洞、久々野柳島、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部   | 同                |
| 多治見市      | 多治見市明和町一丁目及び明和町五丁目の全部並びに笠原町の一部  | 同                |
| 関市        | 関市上之保の一部  | 同                |
| 中津川市      | 中津川市坂下、加子母、下野、蛭川、及び付知町の一部   | 同                |
| 瑞浪市       | 瑞浪市釜戸町、明世町山野内、明世町月吉、土岐町、陶町猿爪、日吉町及び稲津町萩原の一部  | 同                |
| 羽島市       | 羽島市竹鼻町丸の内一丁目、竹鼻町丸の内二丁目、竹鼻町丸の内三丁目、竹鼻町丸の内四丁目、竹鼻町丸の内五丁目、竹鼻町丸の内六丁目、竹鼻町丸の内七丁目、竹鼻町丸の内八丁目、竹鼻町丸の内九丁目、竹鼻町丸の内十丁目、竹鼻町丸の内十一丁目、竹鼻町丸の内十二丁目、竹鼻町丸の内十三丁目、竹鼻町丸の内十四丁目、竹鼻町丸の内十五丁目、竹鼻町丸の内十六丁目、竹鼻町丸の内十七丁目、竹鼻町丸の内十八丁目、竹鼻町丸の内十九丁目、竹鼻町丸の内二十丁目、竹鼻町丸の内二十一丁目、竹鼻町丸の内二十二丁目、竹鼻町丸の内二十三丁目、竹鼻町丸の内二十四丁目、竹鼻町丸の内二十五丁目、竹鼻町丸の内二十六丁目、竹鼻町丸の内二十七丁目、竹鼻町丸の内二十八丁目、竹鼻町丸の内二十九丁目、竹鼻町丸の内三十丁目、竹鼻町丸の内三十一丁目、竹鼻町丸の内三十二丁目、竹鼻町丸の内三十三丁目、竹鼻町丸の内三十四丁目、竹鼻町丸の内三十五丁目、竹鼻町丸の内三十六丁目、竹鼻町丸の内三十七丁目、竹鼻町丸の内三十八丁目、竹鼻町丸の内三十九丁目、竹鼻町丸の内四十丁目、竹鼻町丸の内四十一丁目、竹鼻町丸の内四十二丁目、竹鼻町丸の内四十三丁目、竹鼻町丸の内四十四丁目、竹鼻町丸の内四十五丁目、竹鼻町丸の内四十六丁目、竹鼻町丸の内四十七丁目、竹鼻町丸の内四十八丁目、竹鼻町丸の内四十九丁目、竹鼻町丸の内五十丁目、竹鼻町丸の内五十一丁目、竹鼻町丸の内五十二丁目、竹鼻町丸の内五十三丁目、竹鼻町丸の内五十四丁目、竹鼻町丸の内五十五丁目、竹鼻町丸の内五十六丁目、竹鼻町丸の内五十七丁目、竹鼻町丸の内五十八丁目、竹鼻町丸の内五十九丁目、竹鼻町丸の内六十丁目、竹鼻町丸の内六十一丁目、竹鼻町丸の内六十二丁目、竹鼻町丸の内六十三丁目、竹鼻町丸の内六十四丁目、竹鼻町丸の内六十五丁目、竹鼻町丸の内六十六丁目、竹鼻町丸の内六十七丁目、竹鼻町丸の内六十八丁目、竹鼻町丸の内六十九丁目、竹鼻町丸の内七十丁目、竹鼻町丸の内七十一丁目、竹鼻町丸の内七十二丁目、竹鼻町丸の内七十三丁目、竹鼻町丸の内七十四丁目、竹鼻町丸の内七十五丁目、竹鼻町丸の内七十六丁目、竹鼻町丸の内七十七丁目、竹鼻町丸の内七十八丁目、竹鼻町丸の内七十九丁目、竹鼻町丸の内八十丁目、竹鼻町丸の内八十一丁目、竹鼻町丸の内八十二丁目、竹鼻町丸の内八十三丁目、竹鼻町丸の内八十四丁目、竹鼻町丸の内八十五丁目、竹鼻町丸の内八十六丁目、竹鼻町丸の内八十七丁目、竹鼻町丸の内八十八丁目、竹鼻町丸の内八十九丁目、竹鼻町丸の内九十丁目、竹鼻町丸の内九十一丁目、竹鼻町丸の内九十二丁目、竹鼻町丸の内九十三丁目、竹鼻町丸の内九十四丁目、竹鼻町丸の内九十五丁目、竹鼻町丸の内九十六丁目、竹鼻町丸の内九十七丁目、竹鼻町丸の内九十八丁目、竹鼻町丸の内九十九丁目、竹鼻町丸の内百丁目 | 同                |

|                |             |             |             |                  |                                |           |   |            |   |             |            |  |          |          |                   |             |   |
|----------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------------------------------|-----------|---|------------|---|-------------|------------|--|----------|----------|-------------------|-------------|---|
| 八百津町           | 川辺町         | 富加町         | 坂祝町         | 池田町              | 大野町                            | 垂井町       | 笠松町   | 海津市        | 下呂市   | 郡上市         | 本巢市        | 飛驒市  | 瑞穂市      | 山県市      | 土岐市               | 美濃加茂市       | 恵那市   |
| 加茂郡八百津町大字潮見の一部 | 加茂郡川辺町石神の一部 | 加茂郡富加町高畑の一部 | 加茂郡坂祝町黒岩の一部 | 揖斐郡池田町願成寺及び小寺の一部 | 揖斐郡大野町大字下磯、大野町大字下方及び大野町大字相羽の一部 | 不破郡垂井町の一部 | 羽島郡笠松町清住町、弥生町、大池町、美笠通一、美笠通二、美笠通三、瓢町、友奈町、東陽町、春日町、常盤町、如月町及び中川町の全部 | 海津市南濃町境の一部 | 下呂市馬瀬中切、馬瀬名丸、馬瀬堀之内、馬瀬西村、馬瀬黒石、野尻、御殿野、金山町福来、小坂町長瀬及び萩原町羽根の一部 | 郡上市高鷲町鮎立の一部 | 本巢市根尾板所の一部 | 飛驒市古川町黒内、古川町信包、河合町角川、河合町新名、宮川町大無雁、宮川町落合及び神岡町西の一部 | 瑞穂市古橋の一部 | 山県市葛原の一部 | 土岐市肥田町肥田及び泉町大富の一部 | 美濃加茂市伊深町の一部 | 恵那市武並町藤、三郷町佐々良木、三郷町野井、長島町久須見、飯地町、上矢作町漆原、笠置町河合、笠置町姫栗及び中野方の一部 |
| 同              | 同           | 同           | 同           | 同                | 同                              | 同         | 同   | 同          | 同   | 同           | 同          | 同  | 同        | 同        | 同                 | 同           | 同   |

|      |                           |   |
|------|---------------------------|---|
| 白川町  | 加茂郡白川町切井及び黒川の一部           | 同 |
| 東白川村 | 加茂郡東白川村越原及び神土の一部          | 同 |
| 御嵩町  | 可児郡御嵩町伏見の一部               | 同 |
| 白川村  | 大野郡白川村大字飯島の一部             | 同 |
| 白川町  | 加茂郡白川町切井、上佐見、広野、和泉及び河東の一部 | 同 |
| 森林組合 |                           | 同 |

警備員指導教育責任者講習の実施

警備員法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二二号。以下「規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十九年六月二日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

| 区 分   | 実施期間   | 定 員 | 手 数 料   |
|---|--|-----|---------|
| 法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習（以下「一号新規取得講習」という。） | 平成二十九年七月十八日（火）から七月二十六日（水）までの九日間（土曜日及び日曜日を除く。）  | 三〇人 | 四七、〇〇〇円 |
| 法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習（以下「二号追加取得講習」という。） | 平成二十九年七月二十一日（金）から七月二十六日（水）までの六日間（土曜日及び日曜日を除く。） | 二〇人 | 二三、〇〇〇円 |

二 講習時間

午前九時（一号追加取得講習初日については、午後零時三十分）から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了審査が終了するまでとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六 〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

1 一号新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

(一) 最近五年間に法第二十一条第一号に規定する警備業務の区分（以下「一号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(三) 検定規則第四条に規定する二級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事している者

(四) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）（第一条第二項に規定する一級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

(五) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（一号区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事している者

2 一号追加取得講習

受講申込みを行う日において、一号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十一条第二項の警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は規則第七条第一項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、四の1の(一)から(五)までのい

れかに該当するもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

平成二十九年六月二十二日（木）及び六月二十三日（金）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）。ただし、事前予約の受付期間中であつても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇 一四七七 八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は受け付けない。）。

2 受講の申込み

1 により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと（郵送又は代理人による申込みは受け付けない。）。

(一) 期間

平成二十九年六月二十六日（月）から七月五日（水）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、(一)の期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書（規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。）一通

受講申込書には、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 一号新規取得講習を受講する者



- (1) 四の1の(一)に該当する者  
最近五年間に一号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面(一号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。)及び履歴書
  - (2) 四の1の(二)に該当する者  
一級検定に係る合格証明書の写し
  - (3) 四の1の(三)に該当する者  
二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面
  - (4) 四の1の(四)に該当する者  
旧一級検定に係る検定合格証の写し
  - (5) 四の1の(五)に該当する者  
旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上一号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面
- (二) 一号追加取得講習を受講する者
- (1) 資格者証又は講習修了証明書の写し
  - (2) 四の2に該当することを疎明する六の2の(一)の(1)から(5)までのいずれかの書面
- 七 手数料の納付方法  
受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付(各警察署に備付けの納付書に貼付)すること。
- 八 その他
- 1 携行品及び集合時間  
筆記具(鉛筆及び消しゴム)を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。
  - 2 講習修了証明書の交付  
修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。
  - 3 委託先  
本講習は、岐阜市西部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。
  - 4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話(〇五八)二七一 二四二四  
内線三 二二六

平成二十九年六月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社